

<u>Ŧ</u>i.

五.

<u>Ŧ</u>i.

四四

三

兀

朗

この規則は、

平成二十年四月一日から施行する。

附 則

県	幸	长						复	育 1	93	8	号	
改める。	日 制 普通科 共 二四〇 ]	4     日制普通科 共		一六〇   一六〇   「埼玉県立鶴ケ島清風高等学校 全   一六〇   一六〇   を   埼玉県立鶴ケ島高等学校 全		に、「埼玉県立鶴ケ島清風高等学校 全 日 制 普 通 科 共			全日制 普通科     共       一六○     一六○			, 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
民 0	ו מ	. 4	n A	ひょうじょう ひょうしゅう アンド	<u>Fi</u> .	_	D	Ц	=	Ξ.	秉	- な	_

告 亦

とする。

#### 埼玉県告示第千八百四十二号

非営利活動法人を設立しようとする者か 書を申請のあった日から二月間、 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 第七号)第十条第 特定非営利活動促進法(平成十年法律 なお、当該申請に係る定款、役員名簿 次のとおり申請書が提出されたの 同条第二項の規定により公告する。 一項の規定により特定 総務部

saitamaken-npo.net/))により縦覧に供す 造センターにおいて備え置く方法並びに る NPO情報ステーション(http://www. インターネットを利用する方法 NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創 (埼玉県

平成十九年十二月二十 埼玉県知事  $\coprod$ 一日 清

司

申請のあった年月日 平成十九年十二月十四日

代表者の氏名 特定非営利活動法人みぬま夢らくど

富夫

一七九九番地 埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻 主たる事務所の所在地

定款に記載された目的

全・活用・創造」に資することを目的 土地利用の新たな基本方針である「保 の増進に寄与するとともに、見沼田圃 消を推進することで、地域社会の福祉 営市民等に対し、 (等に交流の場を提供するなど地産地 農産物販売支援並びに農家・地域住 )地域住民並びに見沼田圃を訪れる この法人は、 **その魅力を体感できる拠点を整備** 遊休農地の有効活用促進及び地域 見沼田圃周辺の農家及 見沼田圃の自然に触

#### 埼玉県告示第千八百四十三号

定款の変更の認証を受けようとする特定 第七号)第二十五条第四項の規定により 準用する同法第十条第二項の規定により が提出されたので、 非営利活動法人から、次のとおり申請書 特定非営利活動促進法 同条第五項において (平成十年法律

申請に係る特定非営利活動法人の名 | 公告する。

びに当該定款の変更の日の属する事業年 www.saitamaken-npo.net/))により縦 域創造センターにおいて備え置く方法並 に供する。 びにインターネットを利用する方法(埼 務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地 予算書を申請のあった日から二月間、 玉県NPO情報ステーション(http:// 度及び翌事業年度の事業計画書及び収支 なお、当該申請に係る変更後の定款並

平成十九年十二月二十一日 埼玉県知事 上 田 清 司

特定非営利活動法人の名称 平成十九年十二月十四 申請のあった年月日

玉 特定非営利活動法人 福音の園 埼

代表者の氏名

四 鎌田 埼玉県川越市木野目千八百七十八番 主たる事務所の所在地 光昭

 $\pm$ 0) 老人、機能訓練を要する者に対して、 ケアーに関する事業を行い、 グループホーム、デイサービス、デイ 向上に寄与することを目的とする。 この法人は、 定款に記載された目的 痴呆性高齢者、 社会福祉 要介護

埼玉県告示第千八百四十五号

定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月二十一日

購入等件名及び数量

埼玉県環境科学国際センターで使用する電気 予定使用電力量1,976,600キロ

埼玉県知事

上

田

清

司

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部管財課電気施設担当

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

ယ

 $\sigma$ 

落札者の氏名及び住所 平成19年10月17日 落札者を決定した日

株式会社エネット

東京都港区芝公園1丁目8番12号

30,078,144円 落札金額

#### 埼玉県告示第千八百四十四号

同表の下欄に掲げる期間委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定によ 次の表の上欄に掲げる施設の使用料の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、

~1

平成19年9月4日 入札の公告を行った日 契約の相手方を決定した手続

一般競争人札

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

**庁舎駐車場** 埼玉県川越地 施設の名称 方 代表取締役 鶴賀 孝富士警備保障株式会社 東京都新宿区岩戸町九番 受託者の住所、 名称及び代表者氏名 孝宏 成二十三年三 月一日から平 月三十一日ま で ·成十九年十 委託期 間

#### 埼玉県告示第千八百四十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

清 司

購入等件名及び数量

埼玉県浦和地方庁舎他11施設で使用する電気 予定使用電力量4,209,200キロ

2

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1

此

平成19年10月17日

株式会社エネット 東京都港区芝公園1丁目8番12号

ഗ 落札金額

契約の相手方を決定した手続

-般競争人札

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1

平成19年9月4日

定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田

#### 落札者を決定した日

#### 4 落札者の氏名及び住所

#### 6 76,493,230円

#### 入札の公告を行った日

#### 埼玉県告示第千八百四十七号

六年埼玉県規則第三十七号)第三条の規定により、電子情報処理組織を使用する方 知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十

#### -3 -

埼玉県告示第千八百四十九号

り指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定によ

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定によ

当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。 法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

ı				
	十二号)	成十二年埼玉県条例第二	食品衛生法施行条例(平	名称
			第七条第一項	
				条
				項

### 埼玉県告示第千八百四十八号

当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。 法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり 六年埼玉県規則第三十七号)第三条の規定により、電子情報処理組織を使用する方 平成十九年十二月二十一日 名 称 条 埼玉県知事 上

 $\coprod$ 

清

司

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十

玉県規則第六十三号 施行細則 埼玉県宅地建物取引業法 (平成十五年埼 第十二条 項

り次のとおり公示する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事

上 田 清 司

		/		•													
	株式会社ジャパンケア サービス埼玉	株式会社ジャパンケア サービス埼玉	株式会社ジャパンケア サービス埼玉	株式会社ジャパンケア サービス埼玉	株式会社ジャパンケア サービス埼玉	株式会社ジャパンケア サービス埼玉	株式会社ジャパンケア サービス埼玉	株式会社あさがお		株式会社翼	合同会社介護サポート ハウス	合資会社ひまわり介護 サービス	株式会社二チイ学館	株式会社トラストメディカ ルケアサービス	株式会社つくしんぼ	スターコミニティ有限会 社	法人(設置者)名
プラーヘルパーステー 埼玉県正月市水干505 平成19年10月1日 居宅介護・重度訪 身体障害者・知め障害 ション・みずほ合 3-27イエイチビル2階					1	l	東京都港区六本木6-10 -1	埼玉県所沢市東狭山ケ丘 1ー30ー18	埼玉県さいたま市桜区西 堀4-8-10-703号	埼玉県所沢市山口5008 一5	<b>押</b>	化本市下石戸下	東京都千代田区神田駿河 台2一9		埼玉県深谷市本郷1817 一1	埼玉県さいたま市桜区上 大久保904―10 A―50 5号	事業者(設置者)の 主たる事務所の所在地
	ハッピー久喜・ヘルパー ステーション	ハッピー越谷南・ヘルパーステーション	ハッピー越谷・ヘルパー ステーション	ハッピー武里回地・ヘルパーステーション	ハッピー春日部中央・ヘ ルパーステーション	ハッパー三越中央・ヘルパーステーション	ハッピー川口中央・ヘルパーステーション	Ž,	パーステーションコ	つばさ支援センター	介護サポートハウス	ひまわり介護サービス	ニチイケアセンター樹崎	ケアサポートこいずみ	訪問介護つくしんぼ	スターヘルパーション・みずほ台	事業所の名称
成19年10月1日 居宅介護·重度訪 身体障害者·知的障害	ш#	・19 埼玉県越谷市蒲生茜町1 9一1 井上ビル105号	∞汇∞	埼玉県春日部市大枝89 武里団地第2街区9号棟 105号	埼玉県春日部市中央5ー 1ー21 ライフビル3階	埼玉県川越市脇田新町1 6一9 神山ビル3階	023 埼玉県川口市中青木1- 1-25 小林合同会計ビ ル1階	,2022 埼玉県所沢市東所沢和田 2-8-14 森田コーポ2 02号	$\vdash$	埼玉県所沢市山口5008 一5	埼玉県幸手市円藤内40 一4	2本市下石戸下		埼玉県八潮市南後谷430 2コーポボーヤ102号	埼玉県深谷市本郷1817 一1	<ul><li>誤事士</li><li>2アイエ</li></ul>	事業所の所在地
重度訪 身体障害者·纽的障害 唐度訪 身体障害者·纽的障害 唐度訪 身体障害者·纽的障害 语度	成19年11月1日	成19年11月1日	成19年11月1日	成19年11月1日	成19年11月1日	成19年11月1日	成19年11月1日	成19年11月1日	成19年11月1日	成19年10月4日	成19年10月1日	成19年10月1日	成19年10月1日	成19年10月1日	成19年10月1日	成19年10月1日	指定年月日
2 印	重度訪	重度訪	重度訪	重度訪	居宅介護•重度訪 問介護	重度訪	重度訪	重废訪	重度訪	居宅介護•重度訪 問介護	重度訪	重度訪	居宅介護•重度訪 問介護	重度訪	居宅介護•重度訪 問介護	重度訪	サービスの種類
11112900145 11114600347 11110200605 11115300095 11115700114 11112500416 11110200613 11110600390 11110800354 11110800354 11110800354	身体障害者·知的障害者·精神障害者·障害児	身体障害者 知的障害 者 精神障害者 障害児	身体障害者·知的障害 者·精神障害者·障害児	身体障害者·知的障害 者·精神障害者·障害児	身体障害者·知的障害 者·精神障害者·障害児	身体障害者 知的障害 者 精神障害者 障害児	身体障害者·知的障害 者·精神障害者·障害児	身体障害者·知的障害 者·精神障害者·障害児	身体障害者·知的障害 者·精神障害者·障害児	身体障害者・障害児	身体障害者·知的障害 者·精神障害者·障害児	身体障害者·知的障害 者·障害児	身体障害者	身体障害者·知的障害 者·精神障害者·障害児	身体障害者 知的障害 者 精神障害者 障害児	身体障害者·知的障害 者·精神障害者·障害児	主たる対象とする障害 の種類
	1110900253	1110800354	1110800347	1110600408	1110600390	1110400544	1110200613	1112500440	1115700112	1112500416	1116100114	1115300095	1110200605	1111000061	1114600347	1112900145	事業所番号

1116100122	身体障害者·知的障害 者·精神障害者·障害児	居宅介護•重度訪 問介護	平成19年11月1日	埼玉県幸手市東2-8-6 NAOビル	ハッピー幸手・ヘルパー ステーション	東京都港区六本木6-10 -1	株式会社ジャパンケア サービス埼玉
1115100248	身体障害者 ·知的障害 者 ·精神障害者 ·障害児	居宅介護•重度訪 問介護	平成19年11月1日	埼玉県新座市東北2一24 一37 浜田貸店舗1階	ハッピー朝霞北・ヘルパーステーション	東京都港区六本木6-10 -1	株式会社ジャパンケア サービス埼玉
1113800104	身体障害者 知的障害 者 精神障害者 障害児	居宅介護•重度訪 問介護	平成19年11月1日	埼玉県加須市向川岸町2 一4 小川貸店舗	ハッピー加須中央・ヘルパーステーション	東京都港区六本木6一10 一1	株式会社ジャパンケア サービス埼玉
1113100372	身体障害者 知的障害 者 精神障害者 障害児	居宅介護·重度訪 問介護	平成19年11月1日	埼玉県熊谷市星川2一45 貸事務所1階	ハッピー熊谷・ヘルパーステーション	東京都港区六本木6-10 -1	株式会社ジャパンケア サービス埼玉
1113100364	身体障害者 知的障害 者 精神障害者 障害児	居宅介護·重度訪 問介護	平成19年11月1日	05 埼玉県熊谷市美土里町2 -1 堀ロビルA号	ハッピー熊谷美土里・ヘルパーステーション	東京都港区六本木6一10 一1	株式会社ジャパンケア サービス埼玉
1112800220	身体障害者·知的障害 者·精神障害者·障害児	居宅介護·重度訪問介護	平成19年11月1日	5 埼玉県入間市久保稲荷2 ー12ー22 稲荷ビル 2 ーB号	ハッピー入間中央・ヘルパーステーション	東京都港区六本木6一10 一1	株式会社ジャパンケア サービス埼玉
1112500457	身体障害者 知的障害 者 精神障害者 障害児	居宅介護•重度訪 問介護	平成19年11月1日	埼玉県所沢市泉町1855 	ハッピー新所沢・ヘルパーステーション	東京都港区六本木6—10 —1	株式会社ジャパンケア サービス埼玉
1112100159	身体障害者·知的障害 者·精神障害者·障害児	居宅介護•重度訪 問介護	平成19年11月1日	埼玉県朝霞市根岸台3一 6一12 大興ビル1棟	ハッピー朝霞・ヘルパー ステーション	東京都港区六本木6-10 -1	株式会社ジャパンケア サービス埼玉
1111800262	身体障害者 知的障害 者 精神障害者 障害児	居宅介護•重度訪 問介護	平成19年11月1日		ハッピー草加住吉・ヘルパーステーション	東京都港区六本木6-10 -1	株式会社ジャパンケア サービス埼玉
1111800254	身体障害者·知的障害 者·精神障害者·障害児	居宅介護•重度訪 問介護	平成19年11月1日		ハッピー松原団地・ヘルパーステーション	東京都港区六本木6-10 -1	株式会社ジャパンケア サービス埼玉
1111800247	身体障害者 知的障害 者 精神障害者 障害児	居宅介護·重度訪 問介護	平成19年11月1日	埼玉県草加市谷塚町136 3-1 リレント谷塚1-C 号	ハッピー草加谷塚・ヘルパーステーション	東京都港区六本木6-10 -1	株式会社ジャパンケア サービス埼玉
1111700165	身体障害者 知的障害 者 精神障害者 障害児	居宅介護•重度訪 問介護	平成19年11月1日	海玉県鴻巣市東2-1-1 島 相原ビル2階	ハッピー鴻巣・ヘルパー ステーション	東京都港区六本木6-10 -1	株式会社ジャパンケア サービス埼玉
1111600290	身体障害者·知的障害 者·精神障害者·障害児	居宅介護•重度訪 問介護	平成19年11月1日	プログ2013 埼玉県上尾市柏座2-6 -26 下里第2ビル 2階 東側号	ハッピー上尾南・ヘルパーステーション	東京都港区六本木6一10 一1	株式会社ジャパンケア サービス埼玉
1111175061	身体障害者·知的障害 者·精神障害者·障害児	居宅介護•重度訪 問介護	平成19年11月1日		ハッピー杉戸中央・ヘルパーステーション	東京都港区六本木6一10 一1	株式会社ジャパンケア サービス埼玉
1111000079	身体障害者 知的障害 者 精神障害者 障害児	居宅介護•重度訪 問介護	平成19年11月1日	埼玉県八潮市中央3-20 -6 シャトーレ・ヒノモト101号	ハッピー八潮・ヘルパー ステーション	東京都港区六本木6一10 一1	株式会社ジャパンケア サービス埼玉
事業所番号	主たる対象とする障害 の種類	サービスの種類	指定年月日	事業所の所在地	事業所の名称	事業者(設置者)の 主たる事務所の所在地	法人(設置者)名

1110600416	身体障害者•知的障害 者•精神障害者•障害児	居宅介護•重度訪;問介護	平成19年12月1日,	暗 埼玉県春日部市谷原1一 13-4サーパス春日部2 05号	ル鉄山 訪問介護ステーション花 ごころ	埼玉県春日部市谷原1ー 13ー4サーパス春日部2 05号	株式会社ライズ
1112700230	身体障害者•知的障害 者	居宅介護•重度訪: 問介護	平成19年12月1日 /	埼玉県狭山市入間川143 0-140エクセレント92	(株)ふれあい広場ヘル パーステーションスマイ	易 埼玉県新座市東北1一7 一3	株式会社ふれあい広場
1113100398	身体障害者 知的障害 者 精神障害者 障害児	居宅介護•重度訪 : 問介護	平成19年12月1日	埼玉県熊谷市籠原南1― 46籠原駅前ビル302号	ひろせの森	埼玉県熊谷市広瀬430— 5	株式会社ひろせの森
1116200096	身体障害者 知的障害 者 精神障害者 障害児	居宅介護•重度訪: 問介護	平成19年12月1日	/3/UR IR 埼玉県鶴ヶ島市鶴ヶ丘2ー 7 K&Yビル2階	ニチイケアセンター鶴ヶ 島	東京都千代田区神田駿河 台2一9	株式会社二チイ学館
1112900186	身体障害者 知的障害 者 精神障害者 障害児	居宅介護•重度訪 : 問介護	平成19年12月1日 /	がとり、3 埼玉県富士見市西みずほ 台2ー13ー7 ベアーマン ジュンB筒1階	ニチイケアセンターみず ほ台	東京都千代田区神田駿河 台2一9	株式会社二チイ学館
1112900178	身体障害者▪知的障害 者▪精神障害者▪障害児	居宅介護•重度訪: 問介護	平成19年12月1日 /	埼玉県富士見市鶴瀬東1 -9-31 つるせ薬局ビ ル201号	ニチイケアセンター富士 見	東京都千代田区神田駿河 台2一9	株式会社二チイ学館
1112700248	身体障害者 知的障害 者 障害児	居宅介護•重度訪: 問介護	平成19年12月1日 /	埼玉県狭山市富士見1― 15―38 小沢ビル1階	ニチイケアセンター狭山	東京都千代田区神田駿河 台2一9	株式会社ニチイ学館
1112600133	身体障害者•知的障害 者•障害児	居宅介護•重度訪: 問介護	平成19年12月1日 /	・児 埼玉県飯能市柳町23ー5 メゾンプチボア1階	ニチイケアセンター飯能	東京都千代田区神田駿河 台2一9	株式会社二チイ学館
1112500465	有"福仲峄告有"峄告况 :身体障害者·知的障害 者·障害児	旧小殿 居宅介護•重度訪: 問介護	平成19年12月1日	- 2 パーワ・モディ店 埼玉県所沢市狭山ケ丘1 - 2980-47 佐野ビル 1 味	ニチイケアセンター狭 山ヶ丘	百2一9 東京都千代田区神田駿河 台2一9	株式会社ニチイ学館
1112100167	身体障害者 知的障害	重度訪	平成19年12月1日	10	ニチイケアセンター朝霞	東京都千代田区神田駿河	株式会社ニチイ学館
1110400585	自· 稿件牌占有 牌	旧分 護 居宅介護•重度訪 問介護	平成19年12月1日	6 20-7・1人12階円を	エチイケアセンター三越	日2一9 東京都千代田区神田駿河 台2一9	株式会社ニチイ学館
1110400577	身体障害者 知的障害	重度訪	平成19年12月1日	٠,	ニチイケアセンター 川越 ホー	東京都千代田区神田駿河	株式会社ニチイ学館
1110400569	身体障害者▪知的障害 者▪精神障害者▪障害児	重度訪	平成19年12月1日	埼玉県川越市的場2218 -4 ベルアート202号	順等 ニチイケアセンター霞ヶ 関	東京都千代田区神田駿河 南京都千代田区神田駿河 台2一9	株式会社二チイ学館
1110200647	电 帽件样目的 样目的身体障害者	重度訪	平成19年12月1日	。 埼玉県川口市領家2一13 —13	ニチイケアセンター川口 結束	克 東京都千代田区神田駿河 今9—6	株式会社ニチイ学館
1110400551	有 相种降音句 降音光 ,身体障害者 知的障害 老 特纳陪害者 陪害间	周二段居宅介護•重度訪! 周令藩	平成19年12月1日	- 170-20 埼玉県川越市上戸290- 5	訪問介護オルゴール	埼玉県川越市上戸290—	株式会社オルゴール
1114860040	身体障害者 知的障害	重度訪	平成19年11月1日	埼玉県秩父郡横瀬町横瀬 1170—20	武甲の里	匠 埼玉県秩父市大畑町4一 5	有限会社ベストワーク匠
事業所番号	主たる対象とする障害 の種類	サービスの種類・	指定年月日	事業所の所在地	事業所の名称	事業者(設置者)の 主たる事務所の所在地	法人(設置者)名

特定非営利活動法人颶 埜扉 社会福祉法人あげお福 祉会 特定非営利活動法人 Poco a Poco	社会福祉法人皆成会 有限会社久幸メディカ ル・サービス	社会福祉法人みぬま福 祉会 社会福祉法人黎明会	北本市 社会福祉法人黎明会	医療法人久幸会	特定非営利活動法人サ ポートハウスみんなのて	有限会社菅野基礎工業 株式会社ジャパンケア サービス埼玉	特定非営利活動法人き らきら星 特定非営利活動法人サ ポートハウスみんなのて	株式会社日本ピューマンサポート メリカポート 株式会社福社の街	法人(設置者)名
埼玉県所沢市榎町12-1 2 埼玉県上尾市緑丘2-2 -27-2階 埼玉県東松山市高坂116 2-1	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘 6-2833-2 秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼235-3	埼玉県川口市木曽呂137 4 埼玉県熊谷市四方寺91	埼玉県北本市本町1-11 1 埼玉県熊谷市四方寺91	秋田県秋田市下新城中野 字琵琶沼124一1	埼玉県富士見市鶴瀬西3 - −12−26ルミエール7号	埼玉県川口市戸塚東4-31-20 東京都港区六本木6-10	埼玉県狭山市入間川3- 19-15 埼玉県富士見市鶴瀬西3 	茨城県筑西市二木成153 0 6 埼玉県東松山市松葉町1 一13一7	事業者(設置者)の 主たる事務所の所在地
颶埜扉カルミア グリーンドア あんだんて	はあもにい かわぐち障害者就労支 援施設詩膳	川口太陽の家 スマイルケアセンター	北本市総合福祉セン ター 若草苑	グループホーム葉月	サポートハウスみんな のて	曖花ケアサービス ハッピー草加谷塚・ヘルパーステーション	特定非営利活動法人き特定非営利活動法人きらきら星サポートハウスみんなのて	にユーマンサポート幸手 株式会社福祉の街越谷 営業所	事業所の名称
培品 培品県所沢市榎町11-5 コーポラス榎町1階 コーポラス榎町1階 埼玉県上尾市緑丘2-2 ー27-2階 埼玉県東松山市高坂116 2-1	埼玉県所沢市小手指南3 -9-11 場玉県川口市幸町1-5 -17 川口みちのくビル1		埼玉県北本市高尾1—18 0 埼玉県熊谷市中奈良131 8—6	埼玉県川口市前川2-23 -14	亏 埼玉県富士見市鶴瀬西3 ー12ー26ルミエール7号	埼玉県川口市戸塚東4-31-20 31-20 埼玉県草加市谷塚町136 3-1 リレント谷塚1-C	埼玉県狭山市入間川3- 19-15 埼玉県富士見市鶴瀬西3 -12-26ルミエール7号	埼玉県幸手市北1一13一 20 埼玉県越谷市袋山1092 ー4ー102号	事業所の所在地
平成19年10月1日 平成19年10月1日 平成19年10月1日	平成19年12月1日 平成19年12月1日	平成19年12月1日 平成19年11月1日	平成19年10月1日 平成19年11月1日	平成19年12月1日	平成19年12月1日	平成19年12月1日 平成19年11月1日	平成19年12月1日 平成19年12月1日	平成19年12月1日 平成19年12月1日	指定年月日
就労継続支援B 型 就労継続支援B 型 就労継続支援B	自立訓練(生活訓練)。就労移行支練)。就労移行支援。就労継続支援 援。就労継続支援 B型 就労移行支援。就	生活介護 生活介護•就労移 行专辑	生活介護生活介護	援助	行動援護	居宅介護•重度訪 問介護 行動援護	居宅介護・重度訪問介護・電度訪問介護・国内護・重度訪問介護・重度訪問介護・重度訪問介護・	曹惠银银银银银银	サービスの種類
精神障害者 精神障害者 精神障害者·知的障害 者	知的障害者•精神障害者	知的障害者 知的障害者	身体障害者 知的障害者	知的障害者•精神障害 者	知的障害者•精神障害 者•障害児	身体障害者·知的障害者·精神障害者·障害児 者·精神障害者·精神障害 知的障害者·精神障害 者·障害児	ī 身体障害者 知的障害者 障害児 者 障害児 身体障害者 知的障害 者 精神障害者 障害児	: 身体障害者·知的障害者·精神障害者·障害児情事情。 身体障害者·知的障害者·知的障害者 · 治疗	主たる対象とする障害 の種類
1112500408 1111600282 1113300238	1112500473 1110200654	1110200167 1113100380	1115300103 1113100224	1120200660	1112900160	1110200639 1111800247	1112700222 1112900160	1116100130 1110800362	事業所番号

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事

上

田

清

司

1

大規模小売店舗の名称及び所在地

ララガーデン春日部

届出の概要等

口

変更の概要

春日部市南

一丁目

番

号

出の概要等について、

公告し、

及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により

第六条第一

項の規定による届

(変更前)

株式会社京成ストア

代表取締役社長

高田和生

埼玉県告示第千八百五十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)

埼玉県告示第千八百五十号

り指定障害者支援施設を指定したので、 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号) 同法第五十一条第一号の規定により次のと 第二十九条第一項の規定によ

おり公示する。

平成十九年十二月二十一日

法人(設置者)名

社会福祉法人黎明会

事業者(設置者)の 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市四方寺91

事業所の名称

事業所の所在地

指定年 田 Ш

主たる対象とする障害の種類 事業所番号

埼玉県知事

上

 $\mathbb{H}$ 

清

司

知的障害者

埼玉県熊谷市四方寺91

平成19年11月

1113100216

埼玉県告示第千八百五十一号 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号)

り指定相談支援事業者を指定したので、 法人(設置者)名 事業者(設置者)の 主たる事務所の所在地 同法第五十一条第一号の規定により次のと 事業所の名称

埼玉県さいたま市南区太田

特定非営利活動法人な まずの里福祉会 特定非営利活動法人埼 玉こころのかけ橋 10号 **窪5**-7-5コーポ太田窪2 戸田障害者相談支援事 業所つばさ

埼玉県吉川市南広島2088 吉川市障がい者相談支 一1 援センター すずらん

事業所の所在地

指定年月

Ш

サービスの種類

主たる対象とする障害の種類

事業所番号

1131900100

埼玉県知事

上

 $\blacksquare$ 

清 司

第三十二条第一項の規定によ

おり公示する。

平成十九年十二

月二十

H

埼玉県戸田市上戸田5-7 -3 サンローゼ戸田202

号 友 埼玉県吉川市吉川2-3-4 ロイヤルコーポ中村10 3号

平成19年11月

平成19年10月4日 相談支援事業

 $\Box$ 相談支援事業

身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児 害児 精神障害者

1136400072

**-9-**

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所並びに代表者の氏名

株式会社京成ストア 東京都墨田区押上一丁目十番三号 代表取締役社長 他未定

高田

和

生

東京都墨田区押上一丁目十番三号

(変更後)

チタカ・インターナショナル・フー ズ株式会社

日出夫

代表取締役社長

愛知県北名古屋市沖村山ノ神三十

他

五十五社

一月八日

ハ 変更年月日

平成十九年十

三

縦覧場所 平成十九年十一 縦覧期間 月 一十一日から平成二十年四月二十一日まで

平成十九年十二月十二日

四 意見書の提出 埼玉県東部産業労働センター 埼玉県産業労働部商業支援課

対し、意見書の提出により、 イ 地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 意見書提出期間 これを述べることができる。 県に

口 意見書提出先

-成十九年十二

月月

十

一日から平成二十年四月二十一日まで

埼玉県産業労働部商業支援課

定による意見の概要について、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一

同条第三項の規定により公告し、

及び当該意見を次 項及び第二項の規 埼玉県告示第千八百五十三号

のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月二十一日 埼 玉県知事 上

田

清

司

意見の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

川口市宮町九十二の二外 (仮称) ララガーデン川口

口 同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

周辺道路の渋滞及び児童通学路、 生活道路等の安全対策

場内の経路整備並びに誘導員の配置をし、 ンピック通り)から入場した車両は、 能性が高いため戸田市内に流れないよう、川口方面 川口市からの利用者については、 通学路もあり子どもが危険にさらされる可 原則川口方面から帰らせるための駐車場 横曽根八四号線、 (県道六八号線、 もしくは新規路線 通称オリ

を造ってでも川口市内を通し帰すようにすること。

歩道整備などの対策を実施すること。 が比較的狭く、 荒川土手方面へ流すための標識の設置、誘導員の配置を行うこと。同時に道幅 右と同様の理由で、戸田方面 歩道整備も充分でない縁側沿いの横曽根六九号線の道路拡幅や (仮称川金橋)から出る車両については、

うということなので、 側だけが事業者負担で整備されるのか理解できない。 道三○○七号線についての安全対策を最優先に行わねばならない。なぜ川口市 などの整備を事業者負担も視野に整備すること。 る飛び出し危険の回避、 能性が高い、 な対策は何一つ出なかった。通学路であり、 店舗新設説明会では、子どもの安全を最優先に考えると言っていたが具体的 歩道整備や将来川口市に無償で寄付される橋の整備も事業者側の負担で行 戸二小通り (市道三〇二三号線)、 交通量が増加する戸田市側の歩道についても、 歩車道の境目に柵を設ける、 公園もあり子どもの飛び出しの可 戸二小北側、喜沢中西側の市 川口市側の市道について 公園にフェンスを設ける 植栽によ

横曽根七一号線で大型車の規制をすること。 ○○七号線、 右と同様の理由で、戸二小通り(市道三〇二三号線)、 ローヤルシティ西側の市道三〇〇四号線、 緑川沿いの市道三〇〇二号線、ローヤルシティ南側の市道三〇一 戸田シティと緑町の境目の 戸二小北側の市 道

三〇一九号線の交差点(マンションビヨルド前)に押しボタン式の信号機を設 交通量の増大が予測され、横断歩道だけでは危険なため、 戸二小通りと市道

根八四号線の交通量増加に対する渋滞対策を行なうこと。 渋滞による生活不便を解消するため、オリンピック通り、 戸二小通り、 横曽

通量の増加を含めた再検討をすること。 るような図面の表示があったが、 都市計画道路「飯塚宮町線」 は廃止路線となっている。 戸田市や蕨警察も含めた関係機関と渋滞や交 工事説明会で復活す

縦覧期間

平成十九年十二

月

一十一日から平成二十年一

月二十一日まで

埼玉県中央産業労働センター 埼玉県産業労働部商業支援課

 $\equiv$ 縦覧場所

## 埼玉県告示第千八百五十四号

三項の規定により公示する。 十九条において準用する同法第十四条第 賴髙英雄から通知を受けたので、測量法 了した旨測量計画機関の長である蕨市長 補正)は、平成十九年十一月二十八日終 で公示した公共測量(都市計画基本図等 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三 平成十九年埼玉県告示第千百三十八号

-成十九年十二月二十一日 埼玉県知事 田 清

司

#### 埼玉県告示第千八百五十五号

和二十四年法律第百八十八号)第三十九 た旨測量計画機関の長である志木市長長 正)は、平成十九年十一月三十日終了し 条において準用する同法第十四条第三項 沼明から通知を受けたので、測量法 公示した公共測量(都市計画基本図修 平成十九年埼玉県告示第千六十一号で (昭

の規定により公示する。 平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 埼玉県告示第千八百五十六号

計画の変更に係る図書の写しの送付を受 用する同法第二十条第二項の規定によ 律第百号)第二十一条第二項において準 けたので、都市計画法(昭和四十三年法 さいたま市からさいたま都市計画地区

都市計画課において縦覧に供する。 り、 当該図書の写しを埼玉県都市整備部

埼玉県知事 田 清 司 平成十九年十二月二十一日

#### 埼玉県告示第千八百五十七号

課において縦覧に供する。 図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画 更に係る図書の写しの送付を受けたの 同法第二十条第二項の規定により、 号)第二十一条第二項において準用する 鴻巣市から鴻巣都市計画地区計画の変 都市計画法 (昭和四十三年法律第百 当該

平成十九年十二月二十一日 埼玉県知事 田 清 司

## 埼玉県告示第千八百五十八号

図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画 号)第二十一条第二項において準用する 更に係る図書の写しの送付を受けたの 課において縦覧に供する。 同法第二十条第二 吉川市から越谷都市計画地区計画の変 都市計画法 (昭和四十三年法律第百 一項の規定により、 当該

平成十九年十二月二十一日 埼玉県知事 上 田 清

司

## 埼玉県告示第千八百五十九号

の変更に係る図書の写しの送付を受けた 春日部市から春日部都市計画地区計画

ので、都市計画法(昭和四十三年法律第 該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計 る同法第二十条第二項の規定により、 百号)第二十一条第二項において準用す [課において縦覧に供する。

平 ·成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 田 清 司

#### 埼玉県告示第千八百六十号

で、 号)第三十六条第三項の規定により、 の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法 公告する。 (昭和四十三年法律第 次 百

平成十九年十二月二十一日

几

埼玉県知事 上 田 清 司

許可番号

指令飯整第一九〇〇三四〇号 平成十九年十月二十二日

検査済証番号

=開発区域に含まれる地域の名称 平成十九年十二月十三日第八十九号 入間郡毛呂山町大字長瀬字下原

兀 代表取締役 鶴ヶ島市大字町屋一七六番地五 開発許可を受けた者の住所及び氏名 有限会社 住ま居る 菅原 みよ子

#### 埼玉県告示第千八百六十一号

の開発行為に関する工事が完了したの 号)第三十六条第三項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百 次

当 で、 平成十九年十二月二十一日 公告する。 埼玉県知事

上 田

清

司

許可番号 平成十九年十一月二十七日

指令東整第一九〇〇四九二号

検査済証番号

四、 開発区域に含まれる地域の名称 平成十九年十二月十七日第九十号 比企郡小川町大字増尾字山副一一 \_\_\_五\_\_\_、\_\_五\_\_\_、\_\_\_六 の各一部

代表理事組合長 開発許可を受けた者の住所及び氏名 埼玉中央農業協同組合 東松山市加美町一一二〇 中村 正

#### 埼玉県告示第千八百六十二号

定を次のとおり取り消したので、 条例第六十三号)第六条第一項の規定に 基づく埼玉県証紙指定売りさばき人の指 項の規定により告示する。 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県 同条第

0

平成十九年十二月二十一日 埼玉県知事 田 清

司

地及び名称 埼玉県証紙指定売りさばき人の所在

五号 さいたま市浦和区北浦和五丁目六番

社団法人埼玉県貸金業協会

取消年月日 平成十九年十二月十九日

# 埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成十九年十二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

> 平成十九年十二月二十 日

道路の種類 県道

路 線 名 鯨井狭山線

道路の区域

新	IΒ	旧新別	
字三王原三一五番二地先まで	川越市大字上戸字山王原三一五番四八地先から同市大字上戸	区間	
	1.00-	(メートル)敷地の幅員	
======================================	= : : :	(メートル)	
汉 居 己 上 二 二 平	<b>道各女</b> 多工事	備	
		考	

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成十九年十二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成十九年十二月二十一日

道路の種類 県道

埼玉県川越県土整備事務所長

堀

本

夫

路 線 名 川越越生線

道路の区域

新	IΒ	旧新別
字西原一五二九番一地先まで	山王原三一五番四六地先から同市大字鯨井	区間
	五・五〇~	(メートル)敷 地 の 幅 員
- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		延メートル)長
次程式其二章	各 文 良 广	備
		考

堀 本

埼玉県川越県土整備事務所長

夫

## 埼玉県川越県土整備事務所長告示第七十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成十九年十二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成十九年十二月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長

堀

本

夫

道路の種類 県道

路 線 名 川越坂戸毛呂山

道路の区域

新	旧	旧新別
有泉一四七四番一地先まで	川越市大字鯨井字有泉一八〇二番一地先から同市大字鯨井字	区間
	一〇・〇六~ 二六・七五	(メートル)敷地の幅員
		(メートル) 長
多. 异塞优二 事	たく 色に 古い攻丘 医用 口 一首	備
		考

#### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第七十一号 道路法

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ

うに道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成十九年十二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀 本 夫

<u> </u>	(金曜日)	7.5
	所 さ い た	路
	にまふじ	線
	し み 線 野	名
	部二ふ	
	- 分に限る 丁目一五 じみ野市	供
	。。 七九番二 七九番二	用
	一 地 丁 先 目	開
	二五○○番三:	始
	関 地	の
	係図面に	区
	表示する	間
	平成十九	供用
	年十二	開始
	月二十一	の期日
	日	_ H
	延長 一四·	備
	七	
	○ メ  -  -	
	ル	
		考

# 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成十九年十二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成十九年十二月二十一日

種類 県道

道路の

路

線

名

赤浜小川線

道路の区域

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷

 $\Box$ 

建

<u> </u>		
埼玉県東松山県- 六十七号 都市計画法( 号)第三十六条に 門発行為に関 で、公告する。 平成十九年- 将玉県東松- 中成十九年- 平成十九年-	<b>埼玉県東松山県土整備事務</b> 道路法(昭和二十七年法律 うに道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成十4 路 線 名	新 旧 新 別
埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百六十七号 都市計画法(昭和四十三年法律第百 の開発行為に関する工事が完了したの で、公告する。 で、公告する。 平成十九年十二月二十一日 平成十九年十二月二十一日 平成十九年十二月二十一日 平成十九年十二月二十一日 中成十九年十二月二十一日 中成十九年十二月二十八日	大学の関係図面は、平成十九年十二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備事務所長告示第百五十九号    2000	字飯田字打越二八二番一地先まで比企郡小川町大字飯田字打越二八三番一地先から同郡同町大区 間
を 一 た 第 <b>第</b> の 次 百 <b>百</b>	7.	地先まる
四	務所長告示第百五十九号	八三番一地出
一 字を七山に一年番○ ~	ユ <b>十九号</b> 第十八条第二項の規定に基づき、 第十八条第二項の規定に基づき、 第十八条第二項の規定に基づき、 田 始 の 区 間 開 始 の 区 間 田 始 の 区 間	光から同郡同
T ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		一 六 八 八 二 一 数 地 の こ 、 八 の こ 、 の こ 、 の こ 、 の こ 、 の の の に の の の の の の の の の の の の の
	平   }	二
県十す為十画 松 ~~~	1 1 2 1	、延 メ 」
		四九・ルシ長
しり 律 <b>示</b> 一 た 第 <b>第</b> の 次 百 <b>百</b>	(延長四九・〇〇メートル) (延長四九・〇〇メートル)	備
四 三 二 一 一 五 五 相 開 八 比 開 第 平 検 第 平 許 川 発 一 企 発 一 成 查 一 成 可	型長四九・○○メートル) ・	
補川市東二丁目六― 開発許可を受けた者 開発許可を受けた者 所発許可を受けた者 所発許可を受けた者 所発許可を受けた者	・ 務 般 所 の 長 縦 管	
補川市東二丁目六──二 シャ 開発許可を受けた者の住所及び 所発区域に含まれる地域の名称 第一九○○八三一号 第一九○一三八号 呼成十九年十二月十三日 中成十九年十二月十三日 中成十九年十二月十三日 中成十九年十二月十三日 中成十九年十二月十三日 中成十九年十二月十三日 中成十九年十二月十三日 中成十九年十二月七日	谷 に 供 口 する	
福川市東二丁目六──二 シャルマ開発許可を受けた者の住所及び氏名所発を域に含まれる地域の名称第一九○一三八号 等一九○一三八号 呼成十九年十二月十三日 平成十九年十二月十三日 中成十九年十二月十三日 中成十九年十二月十三日 中成十九年十二月十三日 中成十九年十二月十三日 中成十九年十二月十三日 中成十九年十二月七日	考 建 。 一 一 一	考
ル 氏 町マ 名 二		

一
所属党派 日本共産党
5,600,000.1
公園選手伝ど光光による選挙運動に展する《田玉郎》の内閣(仏光選挙運動員出館)
参議院埼玉県選出議員選挙(法令選挙領部弗田領)
公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨
同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基
和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙
平成十九年七月二十九日執行の参議院埼玉県選出議員選挙につき、公職選挙法(昭   平成十九年十二月二十一日
づき、次のとおり公表する。
比企郡嵐山町大字越畑一〇七七—二 並木 孝 之
開発許可を受けた者の住所及び氏名 埼玉県行田県土整備事務所長
平成十九年十二月二十一日
比企郡滑川町大字月輪字大堀前一六   で、公告する。
開発区域に含まれる地域の名称   の開発行為に関する工事が完了したの
号)第三十六条第三項の規定により、次
都市計画法(昭和四十三年法律第百
六号
埼玉県行田県土整備事務所長告示第七十
<b>*************************************</b>
建 一   齋藤 登美夫

			绣	4>						Ni			N.II			
ス 入 主たる寄附 (氏名・団体名) 国民新党	候 補 者 氏 名出納責任者氏名	報告書受	<u> </u>	かの街の地図 一里	\$ 0 E. 0 H. E.				山田 弘吉	黒崎 勇	日本共産党埼玉県委員会	小峰 孝志	兼頭 英俊		久保田定夫	安達 敏夫
(	<ul><li></li></ul>	理年月日		7 年	1 2				*	団体職員		*	*	*	>	*
(寄 附 額) 5,000,000円	所属党派	平 成 19 年	2,446,560円	2,446,560円	100				33,600円	33,600円	1,111,860円	170,000円	170,000円	170,000円	212,500円	212,500円
大家 通交印出		∞	蕊	4	雑	*	食	×	反	丑	举	嶣			偨	$\succ$
件屋 信通刷	H	Я 6				沿	獲	具	1	壍	渔	ī	棄	強	展	牟
題業 学企 全數 數數 數數 數數數數數數數數數數數數數數數數數數數數數數數數數數數	民	ш	<u> </u>	<u> </u>	典	費	費	費	費	費	費	費	集合会場費	選挙事務所費	費	費
	郑	雜														
	3月1日から 期間 8月10日まで	1														
660,000円 1,609,400円 1,609,400円 0円 130,344円 272,691円	から 第1回分 まで	回 分	5,858,565円	5,858,565円	28,992円	339,310円	187,200円	0円	440,250円	3,022,813円	田0	田0	田0	680,000円	680,000円	1,160,000円

** 日 13 日 第 1 回 5 中 8 月 13 日 第 1 回 5 (5月14日から
第 元 000,000円     総     計     第     1     回     分       平 成 19 年 8 月 13 日     9     9     6月14日から 91日日から 9
5,000,000円   総 計
大
5,000,000円     総     月     日     日     日       平 成 19 年 8 月 13 日     9 月 13 日     9 月 14日から 期間 8月6日まで     6月14日から 8月10分     9 月 10分       (寄 附 額)     大 件 費     2 月 13 日     1 回分     9 月 10分       13,462,349円     人 件 費     2 月 13 日     1 回分     1 回分       13,462,349円     人 件 費     2 月 10分     2 月 10分     2 月 10分     2 月 10分       13,462,349円     人 件 費     2 月 費     2 月 20分     2 月
5,000,000円     総     目     日       平 成 19 年 8 月 13 日     9     1     回     分       原 党 派     公 明 党     41     回     分       原 党 派     文 出     明問     6月14日から 8月6日まで     第1回分       (寄 附 館)     大 件 費     13.462.349円     人 件 費     第1回分       13.462.349円     大 保 費     連絡合会場費       連 集合会場費     近 信 費     費       次 通 費     近 告 費       次 月 費
5,000,000円     総     計       平成19年8月13日     第 月 13日     第 月 14日から 期間 8月6日まで       原成 流 派     文 出       (杏 附 額)     大 件 費 集合会場費       13,462,349円     人 件 費 集合会場費       連挙事務所費 集合会場費     近 告 費       反 通 費     長 費       反 告 費       反 告 費
大
5,000,000円     総     計       平成19年8月13日     第1日       原党派     1日     9       原務     1日     9       原務     1日     9       原務     1日     9       (高附額)     大件費       13,462,349円     人件費       選挙事務所費     集合会場費       通信     費       交通     費
5,000,000円   総   計   2   4   4   4   4   4   4   4   4   4
5,000,000円     総     計       平成19年8月13日     第 1 回 分       原 党 派     公 明 党     期間 8月6日まで     6月14日から 8月1回分       (寄 附額)     支 出       (寄 附額)     支 出       (寄 屋 貴     要       (表 房 屋 貴       (表 房 屋 貴       (表 房 屋 貴       (表 房 屋 長)       (表 屋 貴
5,000,000円   総   計   第   1   回   5   1   1   回   5   1   回   5   2   派   次   明   次   期間   6月14日から   8月6日まで   第1回分   1   1   1   1   1   1   1   1   1
5,000,000円       総       日       日       日       日       日       日       日       日       日       日       日       月       日       月       日       月       月       日       月 <t< td=""></t<>
5,000,000H       税       日 <th< td=""></th<>
1
マーマ (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2
5,000,000円     総     目     日       平成19年8月13日     第1日     第1日       原发源     公明党     期間       8月6日まで
5,000,000円     総     計       平成19年8月13日     第     1     回     5       展党派     公明党     98     6月14日から 第1回分
5,000,000円     総     計       平成19年8月13日     第1回 5       属党派     公明党       6月14日から       1回 5       1回 5
(5,000,000円   総 計 成 19 年 8 月 13 日 第 1 回 5
(5,000,000円   総 計 成 19 年 8 月 13 日 第 1 回 5
<u></u> 프
5 000 000日   全 同 計
治 費
糧費 55,0
文 具 費 14,479円

板 人 主たる寄粉 (氏名・団体名)     (職 業)     (香 附 額)     支 出 (香 附 額)     支 出 (香 附 額)     支 出 (香 附 額)       公明党埼玉県本部     (職 業)     (香 附 額)     人 件 費	機 補 名 氏 名	別回 10月5日まで
機	報告書を見年 日 日 平 成 19 年 8 月 13 日	
R	<ul> <li>報 告 甚 受 理 年 月 日</li> <li>平 成 19 年 8 月 日</li> <li>(報 報 5 氏 4)</li></ul>	徭
(株 補 者 氏名     高 野 博 師 所 成 党 派     支 出       上 約 責任者氏名     松 井 健 一     (職 業)     (審 附 額)     (本 日	報 告 妻 受 理 年 月 日     平 成 19 年 8 月 13 日       核 補 告 氏 名     高 野 博 師 所 區 党 派     大	
成人 大2・団体名)     機 禁     機 禁     機 禁     場 例 例 例 例 例 例 例 例 例 例 例 例 例 例 例 例 例 例 例	<ul> <li>報告長り 理年月日</li> <li>日本 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日</li></ul>	
候補者氏名     高野 博 師 所	<ul> <li>報告書受理年月日</li> <li>採補者氏名</li> <li>協野 簡</li></ul>	
検 補 者 氏 名   高 野 博 師   所 属 党 派   文 明 出 前 首 日	<ul> <li>報告書受理年月日</li> <li>取前部書 反相 年月日</li> <li>京</li></ul>	
様 補 者 氏 名   高 野   博   師   所 属 党 派   文 明   出納責任者氏名   校 井   健 一     支 出     支 出     支 出     支 出     支 出     支 出     支 出     (職 業) (高 附 額)   家 屋 寶   2	報告書受理年月日     平成19年8月13日       候補者氏名     高野 博師 所属党派 長次 明	
様 補 名 氏 名   高 野   博   師   所 属 党 派   文 明   出 報責任者氏名   校 井   健 一     支 出	<ul> <li>報告書受理年月日</li> <li>平成19年8月13日</li> <li>(報 者 氏 名</li></ul>	
検 補 者 氏 名   高 野   博   師   所 属 党 派   文 明 出 計 計	報告書受理年月日     平成19年8月13日       候補者氏名     高野 博 師 所 属 党 派	
検 補 者 氏 名   高 野   博   師   所	報告書受理年月日     平成19年8月13日       候補者氏名     高野 博 師 所 属 党 派 支 出       出納責任者氏名     松 井 健 一       大名·団体名)     (職業)     (省附額)       大名·団体名)     (職業)     (省附額)       大月 中 費     大月 日     大月 日       大日 団体名)     (日 日 費       大日 日本	
様 補 者 氏 名   高 野   博   師   所   扇 党 派     交 明   田 納責任者氏名   校 井   健 一     支 出	<ul> <li>報告書受理年月日</li> <li>保補者氏名</li> <li>高野博師 所属党派 (会所額) 大山 (長本) 団体名)</li> <li>(職業) (寄附額) ( 保 質</li></ul>	
候補者氏名     高野     博師     所属党派     支地       大人 主たる寄附 5公明党埼玉県本部     (職業)     (審 附額)       大明党埼玉県本部     (職業)     (寄附額)       大明党埼玉県本部     (職業)     (寄附額)       次明党埼玉県本部     (事務所費       公明党埼玉県本部     (事務所費       公明党埼玉県本部     (事務所費	<ul> <li>報告書受理年月日</li> <li>平成19年8月13日</li> <li>(報音氏名</li> <li>高野博師所属党派</li> <li>大人</li> <li>(報業)</li> <li>(寄附額)</li> <li>(報業)</li> <li>(寄附額)</li> <li>(お別党埼玉県本部</li> <li>(報業)</li> <li>(寄附額)</li> <li>(お別のののののののののののののののののののののののののののののののののののの</li></ul>	
候補者氏名     高野     博師     所属党派     支出       人 主たる寄附 氏名・団体名)     (職業)     (寄附額)       5.129円     人 件 費       近明完埼玉県本部     実施会場費	<ul> <li>報告書受理年月日</li> <li>採補省氏名</li> <li>高野博師 所属党派 条 出 13 日</li> <li>出納責任者氏名</li> <li>松井健一</li> <li>大名・団体名)</li> <li>(職業)</li> <li>(寄附額)</li> <li>(寄附額)</li> <li>(寄附額)</li> <li>(報 業)</li> <li>(寄附額)</li> <li>(家 屋 費</li> <li>選挙事務所費</li> <li>集合会場費</li> </ul>	
候補者氏名     高野     博師     所属党派     支出       大人 主たる寄附 会明党埼玉県本部     (職業)     (寄附額) 金5,129円     大件費 金       会明党埼玉県本部    (職業)  (高附額)  (海 附額)  (海 附額)  (海 附額)  (海 開 費	<ul> <li>報告書受理年月日</li> <li>平成19年8月13日</li> <li>(報書氏名</li></ul>	
候補者氏名     高野     博師     所属党派     支水     明       出納責任者氏名     松井     健一     一     支出     支出       大大 主たる寄附 5公明党埼玉県本部     (職業)     (寄附額)     大件費	<ul> <li>報告書受理年月日</li> <li>採備者氏名</li> <li>高野博師 所属党派 公明</li> <li>投稿</li> <li>出納責任者氏名</li> <li>松井健一</li> <li>大久</li> <li>大名・団体名)</li> <li>(職業)</li> <li>(寄附額)</li> <li>(寄附額)</li> <li>(寄附額)</li> <li>(家屋費</li> </ul>	
候補者氏名     高野     博師     所属党派     会明       出納責任者氏名     松井     健一       大人 主たる寄附 5名・団体名)     (職業)     (寄附額)       公明党埼玉県本部     (職業)     (寄附額)       大人件費	<ul> <li>報告書受理年月日</li> <li>収補者氏名</li> <li>高野博師 所属党派 (公 所</li></ul>	
候補者氏名 高野 博師 所属党派 公 明 出納責任者氏名 松 井 健 一	報告書受理年月日	
候補者氏名 高野 博 師 所 属 党 派 公 明 出納責任者氏名 松 井 健 一	報告書受理年月日	
候補者氏名	報告書受理年月日       平成19年8月13日         (候補者氏名       高野博師所属党派         人	
補 者 氏 名     高 野     博 師     所 属 党 派     公 明       納責任者氏名     松 井     健 一	報告書受理年月日       平成19年8月13日         納責任者氏名       高野博師所爲党派         納責任者氏名       松井健一	
補 者 氏 名	報告書受理年月日       平成19年8月13日       排者氏名       博師所属党派派	
	告 書 受 理 年 月 日 平 成 19 年 8 月 13 日	
		無

1/2/10/12/12/	口 (不吃口)				00.,
収 入 主たる寄附 (氏名・団体名) 岩槻酒販組合政治連盟 王田 寛 日本弁護士政治連盟 自由民主党埼玉県第八選挙区支部	震 補	報			収 入 主たる寄附 (氏名・団体名)
田 安 市	現場	印			
三型 三型 三型 三型 三型 三型 三型 三型 三型 三型 三型 三型 三型 三	A   A	叫卅			
<del>以</del> 区 <del>**</del>		MI			
		理 4			
職展		年 月			爾
<b>※</b>	<b>黎</b> 岳	В			業
	治炎				
到	所	本	18		色
略 50, 100, 100,	原	烖	0円 18,731,478円 18,731,478円		琴
略 額) 50,000円 100,000円 100,000円 50,000円	Z W	19	0 47 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		額)
₩ <b>&gt;</b>		年 10	— 今前総 通交印広文食休雑	~ ※	×
丑	□ □	) 月			E=
年 屈 魁 乗 谷 谷		10	信通刷告具糧泊選集	4 厘	
平 費	畑	П	選集 調品 引导 量组 針 計計 計學 公 費 費 費 費 費 費 費 費 實 實 數 所 計 計 所所 數 數 數 數 數 數 數 數 數 數 數 數 數 數	費費・	
典				:	
	洪				
		第			
	遊問				
	8 7	ω			
	7月11日から8月3日まで				
	う か か	回			
	第1回分				
765,000円 1,635,548円 1,522,358円 113,190円	133	53	0円 0円 0円 0円 700円 0円 0円 0円 23,050,719円 23,051,419円		
765,000円 635,548円 522,358円 113,190円			700 H H 0 H H 0 H H 0 H H 1 H H	田田田	

	• /-	٠.					•	`-		,																					
川内	選田	#	計田	拉个	横尾	川崎	関根化	※田	株田	丸山	川端	自由月	加州	埼玉!	木端	自由月	小野	枯崎	大宮[	浦和	埼玉!	渡辺	平野)	#	自由国	橋爪	(王尉	全国音	埼玉!	玉	
章裕	弘俊	秦子	泰文	正男	芳夫	勝久	<b>関根佳代子</b>	2.1	清治	松枝	清光	自由民主党埼玉県第六選挙区支部	泉	埼玉県鍼灸師連盟	節夫	自由民主党埼玉県参議院選挙区第五支部	浩	演し	<b>大</b> 宮医師連盟	浦和医師連盟	埼玉県精神科病院政治連盟	吾郎	平野ゆうじ	中山 輝男	自由民主党埼玉県参議院選挙区第四支部	和夫	埼玉県ビルメンテナンス政治連盟	全国畜産政治連盟	埼玉県トラック政治連盟	埼玉県不動産政治連盟	重徳
>	>	>	>	>	*	>	*	>	>	>	会社役		会社役		会社役	支票	冞	会社役員				>	>	会社役	支幣	会社役員					凩
											貝		貝		軍		師	貝						回		員					師
200,000円	100,000円	30,000円	30,000円	50,000円	50,000円	100,000円	50,000円	30,000円	30,000円	30,000円	50,000円	50,000円	100,000円	30,000円	30,000円	20,084,000円	100,000円	100,000円	500,000円	500,000円	500,000円	208,000円	100,000円	100,000円	100,000円	30,000円	30,000円	30,000円	100,000円	100,000円	30,000円
																								雑	*	食	$\Join$	点	田	>>	闽
																									畄	釐	具	刊	壐	漸	TÎÎ
																								費	費	費	費	費	費	費	費

193,114円 1,051,877円 8,642,080円 2,792,813円 80,606円

748,643円 14,175円 761,430円

今前総		4
파 빡 빡	候補者氏名 出納責任者氏名 入 大名・団体名)	花輪 彰子 櫻井 慧子 その他の各窓 回 計 計 報 告 書 受
		描
		50件
	Note	平
		ш
0円     今     回     計       24,590,000円     前     回     計       24,590,000円     総     計	野 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 唐 曹 唐 曹 唐 唐 曹 唐 唐 曹 郎 民 斯 曹 审 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 唐 曹 曹 臣 明 明 明 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹 曹	100,000円 50,000円 568,000円 24,590,000円 24,590,000円 24,590,000円 ※ 計
1,174,387円 16,685,286円 17,859,673円	主 党 期間 8月28日から 第2回3	16,685,286円 16,685,286円 16,685,286円 1 回 分

大松 指	中野藤橋井野山和昭思郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	横満 ―男 平田あつし 安倍 正圏 日 カ	収 入 主たる寄附 (氏名・団体名) 社会民主党北 社会民主党培	出 · 食 · 養 · 養 · 養
作维男男 耶合吉	( <del>,</del> 1	男 乙剛 夫善合	入 主たる寄附 氏名・団体名) 社会民主党北関東ブロック協議会 社会民主党埼玉県連合	者 田 田
			ロック協語合	
		_		型 A A A A A A A A A A A A A A A A A A A
	* * * * * *	四 本	鍛	平   字   本   上
		京	業	田 家 豐
				海 4
				所
153 153 153 153 153 153	153 153 153 153 153	153 153 153 153 153	(寄 附 600 5,022	平   平     展
153,000円 153,000円 153,000円 153,000円 153,000円 153,000円 153,000円	153,000円 153,000円 153,000円 153,000円 153,000円	153,000円 153,000円 153,000円 153,000円 153,000円 153,000円	等 附 額) 600,000円 5,022,418円	19
	文食休雜	通交印広		年 9
	具 糧 泊	信運刷告	出作	
	費 費 費	選樂 無率 李子子 化二甲苯甲基甲基甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲	世 世	γ <sub>κ</sub>   ω
		選挙事務所費		用
				++/-
				江
				選
				1 1 1
				2 7月6日から 8月7日まで
				, I I <del>-</del> I
				第1回分
	16, 216, 302, 75,	150,000円 0円 22,520円 0円 3,055,025円 1,189,075円	4,573,000円	<i>y</i>
	16,590円 216,679円 302,146円 75,383円	150,000円 0円 22,520円 0円 0円 055,025円 ,189,075円	573,000円	

県

報

湾	<b>√</b> ▷													_		垃					缆	4>						
												民主党	行和会	(氏名·団体名)	主たる寄附	<b>&gt;</b>	Œ	候					蛭罝	新井		표	曹田田	川津
												汽	ИŅ	· ④	斉		徔	補					婧造	二	憲治	拉拉		正男
=======================================	=													*名)	举		責任	者		盎	=======================================	=======================================	中国			₽		民
																	指 円	开		刊								
																	名名	24		II								
																				XH								
																	蔥	E		曲								
														(職			*	齑		年								
																				Л			*	*	*	*	*	*
														業			##	邦		ш								
																	雄	7										
																	7111	,,	-									
																		所										
10	10											رى د	ن ت	倕						#	9	9						
,525	,525											,000	,525	野				展		烖	,600	,600	153	153	153	153	153	153
10,525,045円	10,525,045円											5,000,000円	5,525,045円	額)				党		19	9,600,418円	9,600,418円	153,000円	153,000円	153,000円	153,000円	153,000円	153,000円
然	<u>□</u>															<u></u>		派		弁	参	<u>□</u>	<del></del>	<del></del>				<del></del>
54		雑	*	食	$\Join$	広	∄	>>	浦			梁	$\succ$			 <u>E</u>				∞	547							
			ř	二	具	AI	壍	嶣	TIII	\I <del>-&gt;</del>	447	屈	伞					凩		Л								
<u>=</u>	=====	典	費	費	費	費	費	費	費	集合会場費	選挙事務所費	費	費							10	=#	=======================================						
		\milit	\rightarrow \frac{1}{2}	\m <u>ft</u>	\m_ft.	\milit	∖mftt.	\m_flit	∖mfl±	き場費	<b>下務所</b>	\milit	∖m¶tt					H		Ш								
											曹																	
																			-									
																		党										
																				徭								
																	N	曹										
																	8月	6 Д		↦								
																	8月7日まで	6月30日から										
																	₩ %	36		□								
																	1 4	第1同分										
7	7						ယ					_	_					4		分	9	9						
7,374,088円	7,374,088円	125,	469,	182,	51,	253,	3,871,660円		6,	193,	842,	1,035,978円	1,376,900円								9,600,418円	9,600,418円						
088Р	088P	125,572円	469,210円	182,279円	51,857円	253,192円	660P	840円	6,600円	193,105円	842,873円	978P	900P								418P	418P						
	ш	ш.	ᄪ	ت	ᄪ	ш.	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш.								4	ш						

	11月5日まで								雄	+#+	*	蒸	24	者氏公	責任	迁後	
第3回分	7月12日から	浜	<del>                                      </del>		果	熊	道	所属	4	邦	福	ㅌ	4	用	補者	枲	
Ħ	第 2 回	, 50		21 H	9 月	9 年	成 19	<u> </u>		Ш	年 月	<b>ឝ</b>	AK	告 書	報		
8,019,621円				<u>=</u> #		5円 総	10,525,045円	10							파		绣
7,374,088円				=#		5円   曹	10,525,045円	10							=#1	□	严
645,533円				#	Ī	0円 今									<u>=</u> #		4
20,890円				費	業												
円0				泊 費													
円0				糧 費													
43,150円				具 費	×												
14,700円				告 費													
0円				刷費													
0円				通 費	<b>※</b>												
212,991円				費													
0円			場費	集合会場費													
353,802円			務所費	選挙事務所費													
353,802円				屋費													
田0				件 費	<b>≻</b>												
						額)	至	(李		業	(職				体名)	(氏名·団体名)	Æ
															<del>-</del>	主たる寄附	₩
					<u>=</u>	<u>~</u>										$\succ$	対
<u> </u>	9月18日まで								雄	<del> </del>	*	複	*	推 天 2	責任	丑後	
第9回分	期間 9月14日から	党	<del>                                      </del>		足	派	黄党	所属	7	邦	禬	臣	名	果	補者	候补	
																	[
H	第 1 回	(*)		13 H	8 月	9 年	成 19	本		Ш	年 月	曲	AN	11	カヤック		
																	1

			<del></del>
ス 入 主たる寄附 (氏名・団体名) 民主党 奥住 宣男 藤本 きんじ	候補者氏名出納責任者氏名	地 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	又 入 主たる寄附 (氏名・団体名)
	ш <del>1</del>	温	
最 田 襲	根条	(注)	(職
知 郎 四 漢 業 議			鎌
	羅 4		$\smile$
	治大		
(客 附 額) 5,000,000円 340,000円 30,000円	所 属 党 派	0円 10,525,045円 10,525,045円 平 成 19 年	(寄 附 額)
女 —		今前総 [ 1 ] 人家 通交印広文食休雑 [ 1 ]	) E
平 平	用	四回 同	
費 費 選挙事務所費 集合会場費	Hł	選集 針針 計 計計 對 數 實 費 費 費 費 費 費 數 數 療 獨 數 數 數 數 數 數 數 數 數 數 數 數 數 數 數 數	
	- 55	· 辩	
	期間 7	ω	
	5月1日から 7月28日まで	回	
0円 1,340,000円 1,340,000円 0円	第1回分	0円 0円 0円 0円 0円 1,147,351円 1,026,315円 1,026,315円 3,688,250円 0円 684,500円 69,070円 6,615,486円 8,019,621円 14,635,107円	

平成19年12月2	21日	(金曜日) 埼	玉	県	報				第	1 9	3 8	3号	
対象機関       教育局     県立学校       181校	監査の結果「教育局への意見」	知があったので、同条第12項の 平成19年12月21日	<b>埼玉県監査委員告示第21号</b> 平成19年 2 月27日付けで公表		報告書受	今 回 計	その色の寄岡						
監査結果の公表年月日(県報の号数) 平成19年2月27日 (第1853号)	とした事項	知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。 平成19年12月21日	<b>玉県監査委員告示第21号</b> 平成19年2月27日付けで公表した地方自治法(昭和22年法律第67号)	***************************************	理年月日		16件						
数) 監査の結果 系記研修は、勤務時間中に職務専念義務が 免除され、給与上も有給扱いとなっていることを踏まえ、更に適切な運用を図る必要がある。 また、教育委員会は、各県立学校における 研修の実態把握に努めるとともに、仮に承認		:	77号)第199条第2項の規定による監査の結果に基づき講じた措置について、埼玉県教育委員会から通	***************************************	平成 19 年 8 月 13 日	5,530,000円   今 回 計 5,530,000円   総 計	160,000円 雑 費	文 種 質		広 告 費	日 漫 費	通	通信費
講じた措置 監査結果を踏まえ、具体的事例が2職員を派遣し、校長から承認研修の ともに適切な運用について指示した。 また、各県立学校から平成18年度全年度春季休業中の研修承認願及び報信させ、必要に応じて職員を派遣して		路 路 路 话 王 王 王 王 王 王 明 県 県 県 県 県 県	うろのでは、	<b>}</b>	第 1								
講 じ た 措 置 監査結果を踏まえ、具体的事例が公表された学校に 職員を派遣し、校長から承認研修の状況を聴取すると ともに適切な運用について指示した。 また、各県立学校から平成18年度学年末及び平成19 年度春季休業中の研修承認願及び報告書の写しを提出 させ、必要に応じて職員を派遣して校長から承認研修		培玉県監査委員 坂 本 隆 信 埼玉県監査委員 春 日 敏 足 埼玉県監査委員 竹 並 万 言 埼玉県監査委員 島 田 正 -	ついて、埼玉県教育委員会		日 回 分	6,91 6,91	13	×	A	1,14	3,87		
		信答古一	※ さら 通			6,918,017円 6,918,017円	135,045円	380,187円	43,040円	1,147,385円	3,872,360円	田	円0

発行日 毎 火曜日 週 ・金曜日 購読料金 年 便 兀 料 万三 金 を 千 含 兀 百 発行者 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 ○四八-四 —二一一(代表) http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01 /BA 00/kenpouhome/fr\_top.htm 埼玉県報ホームページアドレス 印刷所 さいたま市南区別所三― 関 ○四八 東 ─八六二─二九○一 図 書 株

判明した場合には、厳正かつ適切な措置を講 重な対応が望まれる。 した例もあったが、研修の趣旨に照らして慎 たり、教員の健康状態又は家庭の事情を斟酌 じる必要がある。なお、自宅研修の承認に当

研修を名目とした事実上の休暇であることが|の状況を聴取するとともに実態に応じて適切な運用に ついて指示した。

おいて、今回の監査結果等を踏まえ、承認研修につい さらに、平成19年6月及び7月の校長協会理事会に

が判明した場合には、適切に対応していく。 て更なる適切な運用について指示した。 う、引き続き校長を指導するとともに、不適切な事例 要に応じて職員を派遣して校長への指導を徹底した。 成19年度夏季休業中の研修承認願・報告書の写しをす べて提出させ、県立学校人事課で内容等を精査し、 今後とも真に教員の資質向上に資する研修となる なお、継続的に承認研修の実態を把握するため、平 (県立学校人事課) 汶

式

会

 $\overline{\phantom{a}}$ 社